

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、山形県知事及び山形県教育委員会教育長から、令和7年2月14日に公表した監査の結果に基づき講じた措置について、次のとおり通知があった。

令和7年3月25日

山形県監査委員 奥 山 誠 治
 山形県監査委員 高 橋 啓 介
 山形県監査委員 松 田 義 彦
 山形県監査委員 海 老 名 信 乃

監査対象機関	指摘事項	措置の内容
酒田東高等学校	工事・物品購入等の分割などが適切でないもの	工事、物品購入等を発注する場合は、分割することが適切かどうか事前に財務規則等を確認するとともに、出納室等に助言を求める等により、適切な事務の執行を図る。
	支出事務が適切でないもの	旅費の支給について、管理職による財務システムでの進捗状況の確認を徹底し、支払遅延の防止を図る。
庄内空港事務所	入札事務が適切でないもの	発注する設計書については、チェックする人数を増やすなど体制を強化する。 建設技術センターへ委託した設計書については、センターから具体的な説明を受け、積算項目、条件明示資料等でチェックしながら入念に確認した上で、成果品を引き取る。
最上教育事務所	支払先を誤って支出し、支払金額を返納させたもの	債権者の氏名や口座情報等について複数人でチェックすることにより、支払いミスの防止を図る。
置賜農業高等学校	物品の管理が適切でないもの	備品の管理状況の確認を複数人で行うとともに、教職員に対して備品の廃棄に係る事務手続きを周知徹底し、適正な事務の執行を図る。